

津市特命参与の取扱いに関する要綱

平成 24 年 3 月 28 日訓第 7 号

改正 平成 31 年 3 月 29 日訓第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特命参与（以下「参与」という。）の職務、任用、給与
その他勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 参与は、上司の命を受けて重要な事項、渉外的及び専門的な事項等
について、企画し、及び調整し、調査し、並びに報告する。

(身分)

第 3 条 参与は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」とい
う。）第 3 条第 3 項第 3 号の規定により任用される臨時の参与とする。

(任用)

第 4 条 参与の任用は、業務に必要があると認められるときは、津市職員の任
免に関する規則（平成 18 年津市規則第 17 号）第 8 条の規定を準用し、こ
れを行うものとする。

(任用の期間)

第 5 条 任用の期間は、1 年以内とする。ただし、再任することを妨げない。
2 参与の再任に当たっては、その任期の通算年数は、5 年を超えることがで
きない。ただし、市長が必要があると認め、かつ、あらかじめ参与の承諾を
得たときは、この限りでない。

(賃金)

第 6 条 参与の賃金は月額とし、その支給額は別に定める。

(勤務時間)

第 7 条 参与の勤務時間は、法第 17 条第 1 項の規定により任命される常勤の
職員の例による。

(服務)

第 8 条 参与の服務については、この規程に定めるもののほか、津市職員服務
規程（平成 18 年津市訓令第 17 号）の規定を準用する。

(公務災害補償)

第9条 参与の公務災害補償等については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓第19号）

この訓は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、平成32年4月1日以後に新たに任用される参与について適用する。